

ID: 1090

担当部署: 産業観光課

処分の概要	原状回復命令		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第37条第2項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条第2項の規定による。</p> <p>第37条</p> <p>2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認める場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日